

入 札 公 告

福島県電子処方箋の活用・普及促進事業に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名 福島県電子処方箋の活用・普及促進事業に係る労働者派遣業務

イ 数量 業務従事予定時間数 1, 209時間

(2) 業務の仕様等

入札説明書、契約書（案）及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

福島県庁西庁舎内（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和60年法律第8号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項による許可を得ている者であること。

(6) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

(7) この公告の日から過去2年以内において、仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて、第三者機関の認定等を取得している者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送（メール便その他これに類する方法を含む。）により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和7年11月14日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所

郵便番号960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

保健福祉部 薬務課（電話番号 024-521-7232）

（3）提出方法 持参又は郵送（メール便その他これに類する方法を含む。）

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

（1）場所

3の（2）に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか福島県ホームページにおいて公開する。

（2）期間

公告の日から令和7年11月14日（金）まで

5 入札及び開札の日時及び場所等

（1）日時 令和7年11月21日（金）午後1時30分

（2）場所 福島県庁西庁舎7階 西717会議室
（福島県福島市杉妻町2番16号）

（3）郵送による入札は不可とする。

（4）定刻に参集しない場合は辞退したものとみなす。

6 入札書の提出方法

入札説明書による。

7 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

8 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県保健福祉部薬務課及び地域医療課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

（1）入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）落札者の決定の方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）その他

詳細は、入札説明書による。

（5）本公告に関する問い合わせ先

3（2）に掲げる場所に同じ。